

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社イトーキ
【英訳名】	ITOKI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松井 正
【本店の所在の場所】	大阪市城東区今福東一丁目4番12号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」 で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区入船三丁目2番10号
【電話番号】	東京03(5543)1701(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 森谷 仁昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社イトーキ東京本社 （東京都中央区入船三丁目2番10号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期連結 累計期間	第64期 第3四半期連結 累計期間	第63期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年9月30日	自平成25年1月1日 至平成25年9月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(百万円)	80,330	76,012	105,508
経常利益(百万円)	3,691	3,412	3,735
四半期(当期)純利益(百万円)	2,971	3,101	2,702
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	3,374	4,063	3,535
純資産額(百万円)	38,078	41,885	38,240
総資産額(百万円)	88,813	91,169	89,256
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	59.79	62.21	54.37
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	40.5	44.0	40.3

回次	第63期 第3四半期連結 会計期間	第64期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成25年7月1日 至平成25年9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額()(円)	10.91	9.31

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)を含めておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の景気は、海外経済の下振れリスクは残すものの、円安や消費意欲の改善などから、デフレ脱却の動きが継続しております。また、アベノミクス効果による改善は、依然として期待先行のまま緩やかに推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループは、2013年通期計画達成のため、首都圏を中心とする移転需要の取り込みを軸に、お客様の潜在ニーズを掘り起こし、課題解決のためのソリューション提案型営業に取り組むとともに、医療・教育・公共分野における販売拡大に努めました。また、コスト削減を主とする生産・物流体制の改革にも継続して取り組んでおります。

その結果、売上高は760億12百万円（前年同期比5.4%減）、営業利益は31億92百万円（前年同期比5.2%減）、経常利益は34億12百万円（前年同期比7.6%減）、四半期純利益は31億1百万円（前年同期比4.4%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[オフィス関連事業]

この事業につきましては、首都圏をはじめ大阪など主要都市での新築需要、それに伴う二次移転、三次移転需要に対して、引き続き、効率性や安全性、創造性やICTなど、多様化するお客様のニーズに対応したソリューション提案型営業活動に努めました。また、医療、教育、自治体・公共施設などの需要に対しては、イトーキ東京イノベーションセンターSYNQAを活用した営業開発に取り組み、ECO・ICT・FMという新たな切り口からの提案に努めました。

業績につきましては、売上高403億66百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益25億31百万円（前年同期比3.9%減）となりました。

[設備機器関連事業]

この事業につきましては、オフィス関連事業との連携による、間仕切り、物流設備機器、セキュリティ設備機器の需要獲得に取り組むとともに、開発・生産体制の改革によるコスト削減を推し進めております。また、研究設備分野は、株式会社ダルトンが中心となり取り組んでおりますが、一部大型プロジェクトの後ずれもあり、厳しい状況で推移しました。

業績につきましては、売上高330億86百万円（前年同期比15.4%減）、営業利益6億40百万円（前年同期比12.0%減）となりました。

[その他]

この事業につきましては、主力の学習環境事業を通年で販売できる事業へと転換するとともに、家具専門店などの既存販路での拡販とWeb販売などの新たな販路での開拓に取り組み、高付加価値製品やサービスの開発を計画通り推し進めております。

業績につきましては、売上高25億60百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益20百万円（前年同期比506.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて19億13百万円増加し、911億69百万円となりました。これは主に、現金及び預金が25億18百万円増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べて17億31百万円減少し、492億84百万円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が48億17百万円減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べて36億44百万円増加し、418億85百万円となりました。これは主に、利益剰余金が27億26百万円、その他有価証券評価差額金が8億62百万円それぞれ増加したことによるものです。また、自己資本比率は前連結会計年度末から3.7ポイント上昇し44.0%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

・基本方針の内容

当社は、平成20年2月18日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を下記のとおり定めております。

当社はその株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社は、大量取得行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大量取得提案の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な確保・向上に資する者であるべきであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量取得提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。したがって、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

・基本方針の実現に資する取組みの概要

1. 企業価値の源泉について

当社は、明治23年（1890年）に伊藤喜商店として大阪で創業後、大正、昭和、平成と続く時代の変遷の中で、着実な足どりで日本経済の歴史とともに歩み、日本のオフィスの発展に大きな役割を果たしてきました。その間、昭和25年（1950年）には製造部門が分離独立するなど時代に合った経営を行い発展してまいりましたが、平成17年（2005年）6月に新たな企業価値の創造に向けて、製販統合を行い、半世紀余ぶりにひとつの企業として生まれ変わりました。お客様のニーズをよりスピーディーに反映させる市場中心主義を徹底し、さらなる飛躍と持続的な成長を目指して、つねに創業時代の精神に立ちかえり、たゆまぬ挑戦を続ける当社の企業価値の源泉は、「コラボレーション&ソリューション提案力」「製販一体化による顧客ニーズ対応力」「老舗でありながら新進気鋭のブランド力」「企業文化・風土」の4点の結びつきにより生み出されるものであるといえます。

以上の企業価値の創出は、いずれも当社とステークホルダーとの中長期的かつ良好な信頼関係があって初めて実現できるものです。当社にとってお客様、お取引先様、代理店様及び従業員との良好な関係を築き、維持することが最大の企業価値の源泉であるといえます。

2. 企業価値向上のための取組みについて

当社は、上記1.のとおり当社の企業価値の源泉を踏まえて、平成17年（2005年）6月の製販統合時に中期経営計画「2008年ビジョン」を策定以降、それぞれ平成20年（2008年）、平成22年（2010年）を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定し、経営努力を継続することにより、当社の企業価値向上に邁進してまいりました。また、平成23年（2011年）から平成25年（2013年）までの中期経営計画「ローリングプラン2013」より、過年度の実績及び経営環境の変化等を踏まえ、3ヵ年の計画を1年ごとに更新するローリング方式を採用しておりますが、「ローリングプラン2015」は取り組みを進める諸施策が結実する節目であり、また創業125年を迎える平成27年（2015年）を展望し、平成24年（2012年）から2015年までの4ヵ年の計画といたしました。さらに、今回「ローリングプラン2015」をベースに、最近の業績動向や経営環境の変化等を踏まえ、計画期間を従来どおりの3ヵ年（平成25年～平成27年）として、数値目標の修正を含めた一部見直しを行い、「ローリングプラン2015（ ）」を策定いたしました。今回のローリングプランでは、徹底した「顧客第一主義」に基づき、収益性の向上と新たな成長を追求し、計画最終年度である2015年度の数値目標を達成すべく、各基本戦略においてアクションプランを強力に推し進めます。そして、商品力・生産力・営業力の全てにおいてコンペティターを凌駕し、つねに高い収益を実現する「業界No.1」の企業を目指し、一層の企業価値向上に邁進してまいります。

3. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、企業倫理・遵法精神に基づき、コンプライアンスの徹底と経営の透明性、公正性を向上させ、また、積極的な情報開示に努めることで企業に対する信頼を高め、企業価値の向上を目指したコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成20年3月28日開催の当社第58回定時株主総会及び平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入し、更新いたしております。

1．本プランへの更新の目的

本プランは、上記に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって改定され更新されたものです。

本プランは、当社株式に対する大量取得提案が行われた際に、当該大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止することを目的としております。

当社取締役会は、引き続き、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための枠組みが必要であると判断し、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき、本プランに更新いたしております。

2．本プランの概要

本プランは買付者等が現れた場合に、買付者等に事前に情報提供を求める等、上記の1．「本プランへの更新の目的」を実現するための必要な手続を定めております。

買付者等が、本プランに定めた手続に従い、当該買付等が本プランに定める発動の要件に該当せず、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合には、当該決定時以降、買付者等は当社株式の大量買付等を行うことができるものとされ、株主の皆様において買収提案に応じるか否かをご判断いただくこととなります。

一方、買付者等が、本プランに定めた手続に従うことなく当社株式等の大量買付等を行う場合や、当該買付等が本プランに定める発動の要件を充たし、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれが合理的根拠をもって明らかであると判断されるような例外的な場合は、当社は、買付者等による権利行使は原則認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点における当社を除く全ての株主に対して、新株予約権無償割当ての方法で割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役会の恣意性を排除するため、引き続き、当社経営陣から独立した委員による独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思確認のため株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報の公表または開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3．本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、もしくは当社株主総会で選任された取締役（当社取締役の任期は1年となっており、毎年の取締役の選任を通じ、株主の皆様のご意向を反映させることが可能です。）による取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様が不利益を与えない場合等、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する取組み（上記 . ）について

当社は、上記 . に記載の各施策は、基本方針に沿って当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上するための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記 . ）について

当社は、以下の理由から本プランについて当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として改定され更新されたものであり、基本方針に沿うものです。

(b) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年3月25日開催の当社第61回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、改定され更新されております。

また、本プランは、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と株主への情報提供

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置しております。

独立委員会は、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様にご公表することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は11億53百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	149,830,000
計	149,830,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	52,143,948	52,143,948	東京証券取引所 (市場第一部)	・完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 ・単元株式数 100株
計	52,143,948	52,143,948	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	-	52,143,948	-	5,277	-	10,816

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,442,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,644,600	496,446	同上
単元未満株式	普通株式 57,048	-	同上
発行済株式総数	52,143,948	-	-
総株主の議決権	-	496,446	-

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(株)イトーキ	大阪市城東区今福東 一丁目4番12号	2,442,300	-	2,442,300	4.6
計	-	2,442,300	-	2,442,300	4.6

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,441	19,960
受取手形及び売掛金	24,935	20,408
有価証券	133	535
商品及び製品	3,044	3,605
仕掛品	1,438	1,736
原材料及び貯蔵品	1,317	1,398
その他	1,251	1,715
貸倒引当金	267	337
流動資産合計	49,294	49,022
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,352	12,844
土地	10,248	10,329
その他(純額)	4,327	4,998
有形固定資産合計	27,928	28,171
無形固定資産		
のれん	6	37
その他	699	1,229
無形固定資産合計	705	1,266
投資その他の資産		
投資有価証券	4,827	4,988
その他	7,327	8,540
貸倒引当金	826	819
投資その他の資産合計	11,327	12,708
固定資産合計	39,961	42,146
資産合計	89,256	91,169

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,555	13,738
電子記録債務	-	2,190
短期借入金	10,674	10,892
未払法人税等	621	583
賞与引当金	515	1,046
受注損失引当金	120	10
違約金損失引当金	127	-
製品保証引当金	31	24
債務保証損失引当金	55	56
その他	5,752	4,509
流動負債合計	36,455	33,053
固定負債		
長期借入金	3,085	3,004
退職給付引当金	6,075	6,421
役員退職慰労引当金	210	168
製品自主回収関連損失引当金	190	168
負ののれん	1	0
その他	4,996	6,467
固定負債合計	14,560	16,231
負債合計	51,016	49,284
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,277	5,277
資本剰余金	13,020	13,061
利益剰余金	18,520	21,246
自己株式	1,178	833
株主資本合計	35,640	38,752
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	459	1,322
為替換算調整勘定	140	23
その他の包括利益累計額合計	319	1,346
少数株主持分	2,280	1,785
純資産合計	38,240	41,885
負債純資産合計	89,256	91,169

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 9月30日)
売上高	80,330	76,012
売上原価	53,168	48,943
売上総利益	27,161	27,069
販売費及び一般管理費	23,794	23,876
営業利益	3,367	3,192
営業外収益		
受取利息	42	31
受取配当金	89	85
負ののれん償却額	7	1
受取賃貸料	157	152
受取保険金	245	50
保険配当金	2	106
その他	133	210
営業外収益合計	678	637
営業外費用		
支払利息	167	166
減価償却費	49	49
その他	137	202
営業外費用合計	354	418
経常利益	3,691	3,412
特別利益		
退職給付制度終了益	-	285
投資有価証券売却益	1	254
受取補償金	49	14
負ののれん発生益	-	16
製品自主回収関連損失引当金戻入額	68	-
保険解約返戻金	55	-
その他	23	2
特別利益合計	198	574
特別損失		
固定資産除却損	34	54
投資有価証券評価損	159	1
子会社清算損	-	95
減損損失	-	60
特別退職金	36	-
その他	42	7
特別損失合計	272	221
税金等調整前四半期純利益	3,617	3,765
法人税、住民税及び事業税	606	711
法人税等調整額	93	27
法人税等合計	512	738
少数株主損益調整前四半期純利益	3,105	3,027
少数株主利益又は少数株主損失()	133	74
四半期純利益	2,971	3,101

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,105	3,027
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	251	871
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	18	164
その他の包括利益合計	268	1,036
四半期包括利益	3,374	4,063
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,240	4,128
少数株主に係る四半期包括利益	133	65

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、非連結子会社でありましたイトーキマルイ工業株式会社、三幸ファシリティーズ株式会社、株式会社エフエム・スタッフは、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間より、連結子会社のうち決算日が11月30日でありました株式会社イトーキテクニカルサービス、株式会社イトーキマーケットスペース、株式会社イトーキ大阪工務センター、株式会社イトーキ東光製作所につきましては決算日を12月31日に変更しております。決算期変更に伴う平成24年12月1日から平成24年12月31日までの1ヶ月間の損益は、利益剰余金の増減として調整しております。

【追加情報】

(退職給付引当金)

当社は、平成25年7月1日に確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、当第3四半期連結累計期間の特別利益として285百万円計上されております。

なお、本移行に伴い、年金資産が退職給付債務を超過したことにより前払年金費用1,191百万円が投資その他の資産に計上されております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

次の関係会社について金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
Itoki(Thailand)Co.,LTD.	56 百万円 (20百万タイバーツ)	62 百万円 (20百万タイバーツ)

2 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
受取手形割引高	1,200 百万円	1,353 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)
減価償却費	1,877 百万円	1,949 百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月28日 定時株主総会	普通株式	248	5	平成23年12月31日	平成24年3月29日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月27日 定時株主総会	普通株式	497	10	平成24年12月31日	平成25年3月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	38,734	39,118	77,852	2,477	80,330	-	80,330
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10	21	31	5	37	37	-
計	38,744	39,139	77,883	2,483	80,367	37	80,330
セグメント利益	2,635	728	3,363	3	3,367	-	3,367

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年1月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	オフィス 関連事業	設備機器 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	40,366	33,086	73,452	2,560	76,012	-	76,012
セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	21	39	16	56	56	-
計	40,384	33,107	73,492	2,576	76,068	56	76,012
セグメント利益	2,531	640	3,172	20	3,192	-	3,192

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、家庭用家具事業及び保守サービス事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業内容

結合企業(株式交換完全親会社)

名称: 株式会社イトーキ

事業の内容: オフィス家具の製造販売、設備機器什器の製造販売、オフィス建材内装工事、
その他サービス事業

被結合企業(株式交換完全子会社)

名称: 伊藤喜オールスチール株式会社

事業の内容: オフィス家具の製造

(2) 企業結合日

平成25年8月9日

(3) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社、伊藤喜オールスチール株式会社を完全子会社とする株式交換

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

グループ全体での製造原価低減によるコスト競争力の強化と連結収益の拡大を図るためには、グループ経営の機動性を高め、意思決定の迅速化・経営管理の効率化をより一層強化することが必要不可欠であるとの認識から、当社主要製品の生産を担うグループの中核会社である伊藤喜オールスチール株式会社を本株式交換により完全子会社化いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

取得の対価	当社普通株式の時価	385 百万円
取得に直接要した費用	アドバイザー費用等	0 百万円
取得原価		386 百万円

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

株式の種類: 普通株式

	株式会社イトーキ (株式交換完全親会社)	伊藤喜オールスチール株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	8.85

交換比率の算定方法

株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、当社と伊藤喜オールスチール株式会社は両社から独立した第三者機関をそれぞれ選定し、両第三者機関に対して当社及び伊藤喜オールスチール株式会社の株式価値の算定を依頼しました。両第三者機関は、上場会社である当社の株式価値については市場株価法により、非上場会社である伊藤喜オールスチール株式会社の株式価値については各種評価方式を検討した結果、時価純資産法によりそれぞれ算定しました。当社及び伊藤喜オールスチール株式会社はその両算定結果を参考に両社間において協議のうえ、株式交換比率を決定いたしました。

交付株式数: 715,540株

交付する株式は株式会社イトーキの自己株式を充当し、新株式の発行は行いません。

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

33百万円

発生原因

追加取得した子会社株式の取得原価が減少する少数株主持分の額を上回っていたことによるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	59円79銭	62円21銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	2,971	3,101
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,971	3,101
普通株式の期中平均株式数 (千株)	49,702	49,860

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月8日

株式会社イトーキ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神前 泰洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトーキの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。